十二　再生可能エネルギー源の利用その他のエネルギーの供給に関する事項

第三条第二項中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号中「生活環境」を「住宅及び生活環境」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「整備」の下に「、人の往来等に要する費用の低廉化」を加え、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　奄美群島の振興開発の基本的方針に関する事項

第三条第四項中「平成二十一年度」を「平成二十六年度」に改め、同条第五項中「の市町村」の下に「（次項の規定による要請があつた場合における当該要請をした市町村を除く。）」を加え、同条第九項中「第五項」の下に「及び第八項」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第五項中「市町村（次項の規定による要請があつた場合における当該要請をした市町村を除く。）」とあるのは「市町村」と、第八項及び第九項中「第五項又は第六項」とあるのは「第五項」と読み替えるものとする。

第三条第九項を同条第十二項とし、同条第八項中「公表しなければならない」を「公表するよう努めるものとする」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「前項」を「第五項又は第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項の次に次の三項を加える。

6　奄美群島内の市町村（以下「奄美群島市町村」という。）は、振興開発計画が定められていない場合には、単独で又は共同して、鹿児島県に対し、振興開発計画を定めることを要請することができる。この場合においては、当該奄美群島市町村に係る振興開発計画の案を添えなければならない。

7　前項の規定による要請があつたときは、鹿児島県は、速やかに、振興開発計画を定めるよう努めるものとする。

8　奄美群島市町村は、第五項又は第六項の案を作成しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三条を第五条とする。

第二条の見出しを削り、同条第一項中「国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は」を「主務大臣は、第二条の基本理念にのつとり」に改め、同条第二項第五号中「整備」の下に「、人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬（以下「人の往来等」という。）に要する費用の低廉化」を加え、同項第六号中「生活環境の整備」を「住宅及び生活環境の整備（廃棄物の減量その他その適正な処理を含む。以下同じ。）」に改め、同項第十一号中「及び」の下に「再生並びに」を加え、同項中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、同項第十四号中「人材の」の下に「確保及び」を加え、同号を同項第十五号とし、同項第十三号を同項第十四号とし、同項第十二号中「振興」の下に「（子どもの修学の機会を確保するための支援を含む。次条第二項第十三号において同じ。）」を加え、同号を同項第十三号とし、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十二　再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。以下同じ。）の利用その他のエネルギーの供給に関する基本的な事項

第二条第三項を削り、同条第四項中「平成二十一年度」を「平成二十六年度」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条を第四条とし、同条の次に次の節名を付する。

第二節　振興開発計画及びこれに基づく措置

第二章の章名を削る。

第一条の次に次の二条並びに章名及び節名を加える。

（基本理念）

第二条　奄美群島の振興開発のための施策は、奄美群島が我が国の領域の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給その他の我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担つていることに鑑み、その役割が十分に発揮されるよう、奄美群島の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力の増進に資することを旨として講ぜられなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条　国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのつとり、奄美群島の振興開発のために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第二章　奄美群島振興開発計画等

第一節　基本方針

第六条第五項を削り、同条第六項中「同法同条」を「同条」に改め、同項を同条第五項とする。

第二十九条第二号中「第十七条」を「第五十条」に改め、同条を第六十五条とし、同条の前に次の四条を加える。

第六十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第十七条第六項の規定に違反した者

二　偽りその他不正の手段により奄美群島特例通訳案内士の登録を受けた者

三　第十七条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定による業務の停止の処分に違反した者

第六十二条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十七条第七項の規定に違反した者

二　第十七条第九項において準用する通訳案内士法第三十条の規定に違反した者

三　第十七条第九項において準用する通訳案内士法第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四　第十八条第二項の規定に違反して同項の標識を掲示しなかつた者

五　第十八条第三項の規定に違反して同項各号の標識を掲示した者

六　第十八条第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七　第五十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合におけるその違反行為をした受託者の役員又は職員

第六十三条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第四号から第六号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

第六十四条　第十七条第十項において準用する通訳案内士法第三十五条第一項の団体が同項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、その団体の代表者又は管理者を三十万円以下の過料に処する。

第二十八条を削る。

第五章中第二十七条を第六十条とし、同条の前に次の一条を加える。

（主務大臣等）

第五十九条　第四条第一項並びに同条第四項及び第五項（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）における主務大臣は、基本方針のうち、同条第二項第二号及び第十五号に掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣、同項第三号及び第七号から第九号までに掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣及び厚生労働大臣、同項第五号及び第十一号に掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣及び環境大臣、同項第六号に掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣及び環境大臣、同項第十二号に掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び環境大臣、同項第十三号に掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣及び文部科学大臣とし、その他の部分については国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣とする。